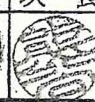




教育長	次 長	課 長	副課長	担 当
				

事 務 連 絡

令和2年3月12日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教 職 員 ・ 福 利 課 長

任期付教員の勤務条件等の概要について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本県の教育振興にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和2年度から任用が開始されます、育児休業代替等に係る任期付教員の勤務条件等の概要について、別添資料のとおり、とりまとめましたのでお知らせいたします。

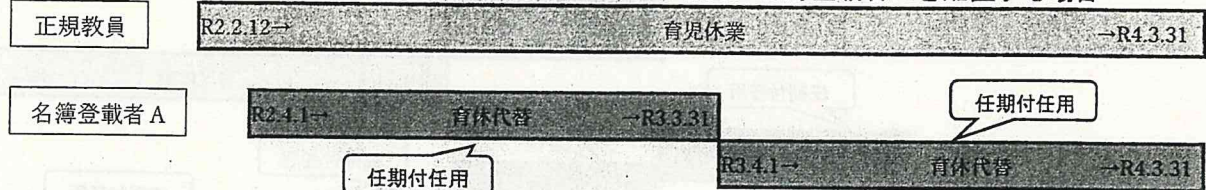
なお、任期付教員名簿登載者に対しては採用前講座終了後に説明（文書の送付を含む。）しましたことを申し添えます。

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 人事企画担当
TEL 088-821-4903
FAX 088-821-4725

任用パターンの例（任期付教員の名簿登載期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とした場合）

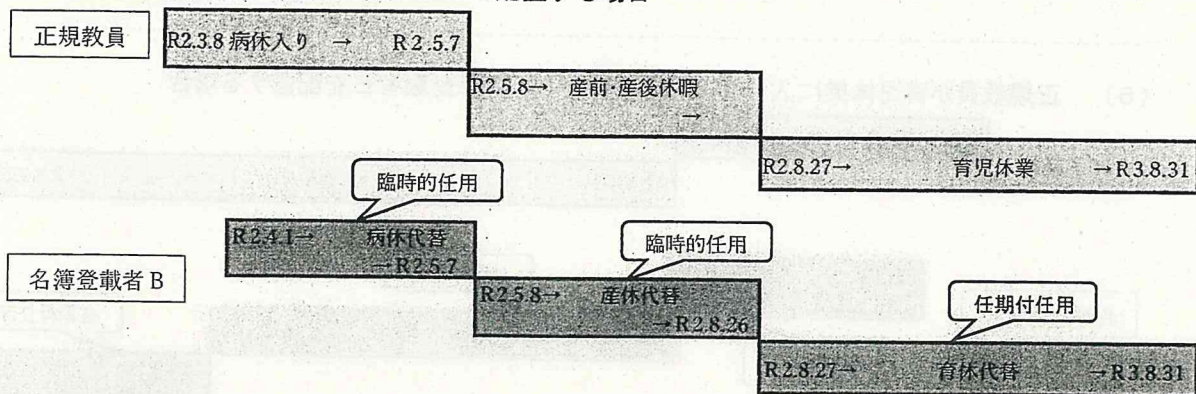
※（1）から（6）のパターンのいずれも引継日は考慮していません。

（1） 正規教員が2年間余りの育児休業を取得している場合に名簿登載者Aを配置する場合



※ 任期付教員 A が上記の任用期間を終了した後も任期は1年残っており、令和4年4月1日から令和5年3月31日までは、別の育休要件等での配置が考えられる。

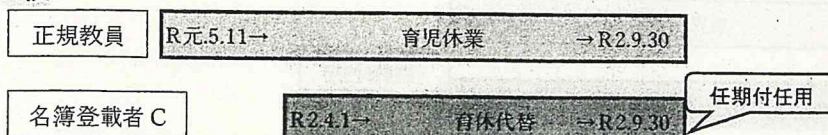
（2） 産休・育休取得予定の正規教員が、体調不良等により病休に入る場合に、名簿登載者Bを当初は臨時的任用（病休代替）として配置する場合



※ 名簿登載者 B の任期は約1年半残っており、令和3年9月1日からは新たな育休要件等での配置が考えられる。

（3） A校での育休代替が終了した名簿登載者Cを、B校の臨時的任用（病休・休職代替）として再配置する場合

A校

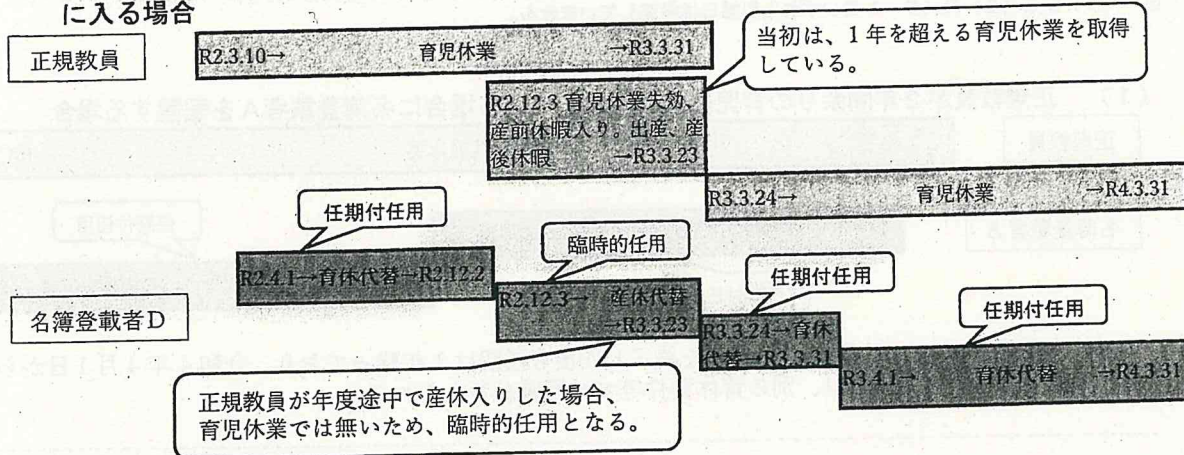


B校



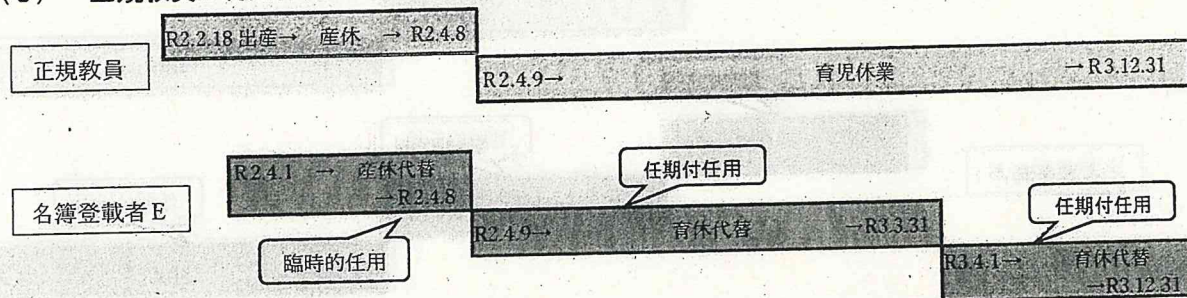
※ 名簿登載者 C は、令和3年4月1日からは、新たな育休要件等での配置が考えられる。

(4) 正規教員が第一子の育児休業取得中に第二子を懐妊し、育児休業が年度途中で失効し、産休に入る場合



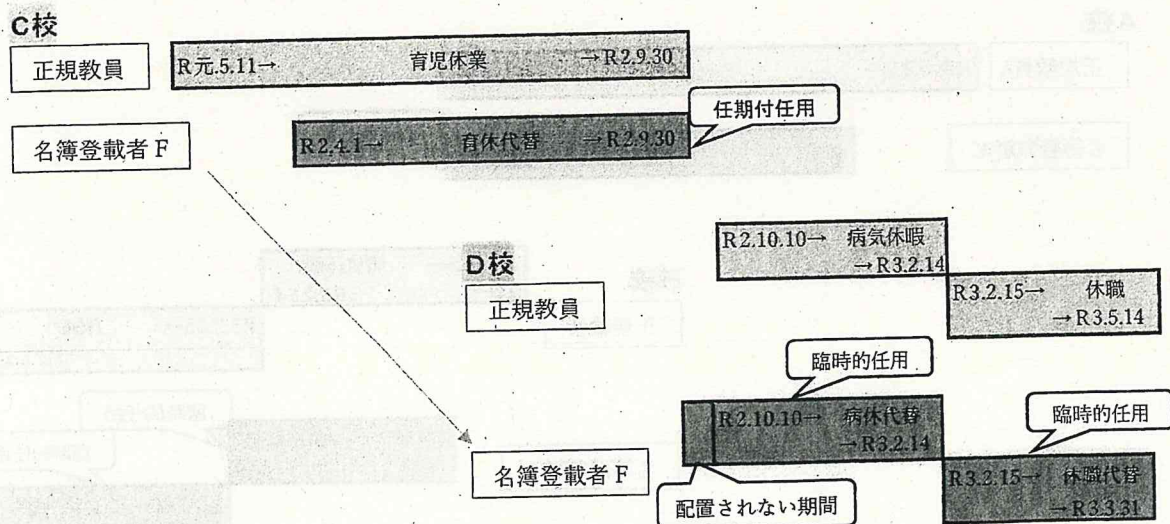
※ 名簿登載者Dの任期は1年数ヶ月残っており、令和4年4月1日からは新たな育休要件等での配置が考えられる。

(5) 正規教員が育児休業に入る前の産休代替として名簿登載者Eを配置する場合



※ 名簿登載者Eの任期は1年数ヶ月残っており、令和4年1月1日からは新たな育休要件等での配置が考えられる。

(6) C校での育休代替が終了した名簿登載者Fを、空白期間（配置されない期間）をおき、D校の臨時的任用（病休・休職代替）として再配置する場合（※（3）のパターンの変形）



※ 名簿登載者Fは、C校での任用案件消失後、D校での臨時的任用までの期間（10月1日から10月9日）は、配置されない期間となる（この任用空白期間が2週間以内であるため、年休等は引き継がれることになる。）。

令和2年4月1日以降の教諭(任期付教員)の勤務条件等の概要(養護教諭・栄養教諭を含む。)

※任期付教員としての任用期間の勤務条件等は、育児休業及び配偶者同行休業の取得ができない以外、正規教員と同じ扱いとなります。

(表中の内容は令和元年12月20日現在のものであり、変更となることがあります。)

（表中の内容は令和元年12月20日現在のものであり、変更となる場合があります。）

区 分		内 容 等																																																																							
赴任先等	赴任先の決定	令和2年4月1日付の赴任先については、令和2年3月20日から同月29日までの間にご本人に連絡します。 （例年3月20日頃に行う正規教員の異動発表日の対象とはなりません。） ※基準を満たす場合は、赴任旅費が支給されます。																																																																							
	辞令交付・ 服務の宣誓	ア 市町村（組合）立学校…任用初日に当該教育委員会又は学校において行います。 イ 県立学校…任用初日に学校において行います。																																																																							
任用	任期・ 配置条件	任期付教員は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、任期付教員採用候補者名簿に登録され、 育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置されます。任期は、原則として、教員の育児休業期 間又は配偶者同行休業期間に応じて設定されますが、期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあり ます。 なお、名簿登録期間中であっても、臨時教員の身分で配置される場合や、教員の休業取得状況によっては、名簿登 載されても採用されない場合があります。																																																																							
	条件付採用	正規教員と同様の取り扱いとなります。																																																																							
給与等	初任給等	給与の支給日…原則として毎月16日に支給されます。																																																																							
		<table><tr><th colspan="3"></th><th>給料月額</th><th>教職調整額</th><th>給料の調整額</th><th>教員特別手当</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">小・中学校 教諭</td><td rowspan="2">初任給</td><td>大学卒</td><td>206,300 円</td><td>8,252 円</td><td rowspan="2">※2</td><td>2,600 円</td><td>217,152 円</td></tr><tr><td>短大卒</td><td>183,800 円</td><td>7,352 円</td><td>2,300 円</td><td>193,452 円</td></tr><tr><td colspan="2">加算後の最高額 ※1</td><td>416,000 円</td><td>16,640 円</td><td></td><td>7,100 円</td><td>439,740 円</td></tr><tr><td rowspan="3">高等学校 教諭</td><td rowspan="2">初任給</td><td>大学卒</td><td>206,300 円</td><td>8,252 円</td><td rowspan="2"></td><td>2,600 円</td><td>217,152 円</td></tr><tr><td>短大卒</td><td>181,200 円</td><td>7,248 円</td><td>2,200 円</td><td>190,648 円</td></tr><tr><td colspan="2">加算後の最高額 ※1</td><td>427,500 円</td><td>17,100 円</td><td></td><td>7,100 円</td><td>451,700 円</td></tr><tr><td rowspan="3">特別支援学校 教諭</td><td rowspan="2">初任給</td><td>大学卒</td><td>206,300 円</td><td>8,252 円</td><td rowspan="2"></td><td>9,283 円</td><td>2,600 円</td><td>226,435 円</td></tr><tr><td>短大卒</td><td>181,200 円</td><td>7,248 円</td><td>8,154 円</td><td>2,200 円</td><td>198,802 円</td></tr><tr><td colspan="2">加算後の最高額 ※1</td><td>427,500 円</td><td>17,100 円</td><td>11,000 円</td><td>7,100 円</td><td>462,700 円</td></tr></table>					給料月額	教職調整額	給料の調整額	教員特別手当	合計	小・中学校 教諭	初任給	大学卒	206,300 円	8,252 円	※2	2,600 円	217,152 円	短大卒	183,800 円	7,352 円	2,300 円	193,452 円	加算後の最高額 ※1		416,000 円	16,640 円		7,100 円	439,740 円	高等学校 教諭	初任給	大学卒	206,300 円	8,252 円		2,600 円	217,152 円	短大卒	181,200 円	7,248 円	2,200 円	190,648 円	加算後の最高額 ※1		427,500 円	17,100 円		7,100 円	451,700 円	特別支援学校 教諭	初任給	大学卒	206,300 円	8,252 円		9,283 円	2,600 円	226,435 円	短大卒	181,200 円	7,248 円	8,154 円	2,200 円	198,802 円	加算後の最高額 ※1		427,500 円	17,100 円	11,000 円	7,100 円	462,700 円
					給料月額	教職調整額	給料の調整額	教員特別手当	合計																																																																
		小・中学校 教諭	初任給	大学卒	206,300 円	8,252 円	※2	2,600 円	217,152 円																																																																
				短大卒	183,800 円	7,352 円		2,300 円	193,452 円																																																																
			加算後の最高額 ※1		416,000 円	16,640 円		7,100 円	439,740 円																																																																
		高等学校 教諭	初任給	大学卒	206,300 円	8,252 円		2,600 円	217,152 円																																																																
				短大卒	181,200 円	7,248 円		2,200 円	190,648 円																																																																
			加算後の最高額 ※1		427,500 円	17,100 円		7,100 円	451,700 円																																																																
		特別支援学校 教諭	初任給	大学卒	206,300 円	8,252 円		9,283 円	2,600 円	226,435 円																																																															
短大卒	181,200 円			7,248 円	8,154 円	2,200 円		198,802 円																																																																	
加算後の最高額 ※1			427,500 円	17,100 円	11,000 円	7,100 円	462,700 円																																																																		
◎ 任期付教員は、職務の級2級（教諭の給料表）が適用されます。																																																																									
※1 給料月額等は、任用前の職歴により加算される場合があります。																																																																									
※2 小・中学校教諭で、特別支援学級の担任の場合は、給料の調整額が支給されます。																																																																									
諸手当	通勤手当	交通機関（電車・バス等）利用の場合 上限 56,200円 交通用具（自動車・バイク等）利用の場合 上限 36,800円 （※高速道路利用の加算あり）																																																																							
	扶養手当	配偶者/6,500円 子/10,000円 父母等/6,500円																																																																							
	住居手当	家賃が月額23,000円以下の場合 家賃額－12,000円 家賃が月額23,000円を超える場合 （家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 （100円未満切捨）（上限27,000円）																																																																							
	その他	期末・勤勉手当（1年間任用の場合は年2回）など																																																																							
退職手当	6か月以上継続勤務した場合に、勤続年数に応じた支給率で支給されます。																																																																								
休暇	休 暇	■年次有給休暇：8日（4月～8月）、20日（9月～翌年8月）〔繰越あり〕 ※任用期間により変動します。 ■夏期休暇（5日）■病欠休暇（原則90日以内） など正規教員と同じ扱いとなります。																																																																							
保険等	医療保険・年金	公立学校共済組合員となります。（同時に高知県教育職員互助会に加入することができます。）																																																																							
その他	臨時教員への登録	育児休業等の取得状況等により、臨時的任用教員として配置される可能性があることから、原則として、任期付教員 名簿登録された全員に別途臨時的任用教員の登録をしていただきます。なお、その際には、臨時教員の勤務条件等が 適用されることになります。																																																																							

任期付教員に関するQ&A

Q1 任期付教員とは

- 育児休業又は配偶者同行休業（以下、「育休等」と言う。）を取得する正規教員の代替のうち、任期付教員採用審査（特別選考を含む。）を経て、任用される教員のことを言います。
- 任期付教員として任用される期間は、職名を「教諭」とし、正規教員と同等の職務に従事します。また、勤務条件は、育休等の取得ができないこと以外は、正規教員と同じ扱いとなります。
- 本県ではこれまで、育休・病休等の欠員の代替として、期限付講師及び時間講師を配置していましたが、育児休業法等に則り、育休等に係る代替については、可能な限り任期付教員として任用することとしました。
- 任期付教員採用候補者名簿に登載される（3年間）優先的に育休等代替の任期付教員として配置されます。また、正規教員の育休等の要件が変更（育休等期間の短縮等）された場合は、それまでとは異なる学校において任期付教員として配置される場合や、育休代替以外の要件で期限付講師等として配置される場合があります。

Q2 期限付講師とは何が違うのか

- 期限付講師は、臨時に任用された講師として、教育職給料表の1級が適用され、任期付教員は、任期が付された教諭として、正規教員と同じ教育職給料表の2級が適用されます。
- 期限付講師は、1年間の任用が想定される場合であっても、6月（4月1日から9月30日）を超えない範囲での辞令となります。一方、任期付教員は、正規教員の育休等期間に応じて1年を超えない範囲で任期が付され、当該期間任用されることになります。（正規教員の要件変更により短縮される場合がある。）
- 期限付講師は、児童生徒の教育指導面においては、教諭とほぼ同等の役割を担いますが、校長の行う校務運営に関しては、管理職や教務主任等の指導助言を受けながら補助的に関与する職としており、学年主任や教務主任などの主任となることができません。一方、任期付教員は、教諭と等しく教育指導面及び校務運営に参画する役割を担うことになり、主任等をしていただく場合があります。

Q3 辞令はどのような内容になるのか

- 職名は教諭とし、1年を超えない範囲の期間が示されたものになります。

Q4 服務の宣誓はどのように行うのか

- 小中学校では、配置される市町村教育委員会において、当該市町村の「職員の服務の宣誓に関する条例」等に従い行うこととなります。翌年度以降については、配置校が、前年度と同一教育委員会内であれば不要ですが、異なる教育委員会が所管する学校に配置された場合は、改めて宣誓を行う必要があります。
- 県立学校では、初年度に配置された学校において、「職員の服務の宣誓に関する条例」に従い、行うこととなります。

Q5 赴任先を希望できるのか

- 任期付教員は、育休等の代替教員であることから、要件の生じた正規教員の勤務している学校が配置先となります。本人の諸事情により、当該学校に赴任することができない場合は、期限付講師として、育休等代替とは異なる欠員の生じた学校に赴任していただく場合や、欠員がない場合は、配置できない場合があります。(正規教員と同様に本人の希望どおりの学校等への異動とならない場合もあります。)

Q6 任期付教員としての名簿登載期間中に退職することができるか

- 何らかの都合で勤務を継続することができなくなった場合、辞令に示された任期中であれば、自己都合による退職扱いとなります。また、任期を満了して退職する場合と、任期を残して退職する場合とでは、退職手当の率が異なります。

なお、任期付教員を自己都合により退職した場合は、任期付教員の名簿登載は取り消されます。その後、勤務が可能になった際は、臨時的任用教員として任用される可能性があります。

Q7 正規教員の採用に向けて有利になるのか

- 正規教員としての採用は、これまでと同様に、夏に実施する採用審査を受審し、採用候補者として名簿登載される必要があります。その選考にあたっては、任期付教員であることをもって、優遇されることはありません。

ただし、任期付教員として正規教員と同じ勤務条件で勤務することで、期限付講師では得られない経験をすることができます。

また、令和元年夏に実施した採用審査において選考された任期付教員(特別選考を除く。)は、名簿登載期間の3年間(令和2年4月1日から令和5年3月31日)に実施される採用審査において、第1次審査が免除されることになります。

Q8 令和2年1月に実施された特別選考で任期付教員として名簿登載された者に対する採用審査における免除制度はないのか

- 令和元年に実施された通常の採用審査で任期付教員として名簿登載された方は、通常の教員採用審査の第1次審査における筆記審査、第2次審査における学習指導案作成や模擬授業、実技審査等を受審して名簿登載されています。一方で、特別選考により名簿登載された方については、こうした審査を経たものではないことから、能力実証の観点から同等の取り扱いを行わないこととしています。

ただし、特別選考において名簿登載された任期付教員であっても、令和2年夏に実施する採用審査において、正規教員の審査に加えて任期付教員の審査にも応募し、かつ、第1次審査に合格して名簿登載者とならなかった場合には、残りの名簿登載期間中における採用審査では、第1次審査が免除されることになります。